

船員職業安定法施行規則

1 . 案内情報

手続名	: 求人の申込
手続根拠	: 船員職業安定法施行規則第16条第1項
手続対象者	: 求人者又はその代理人
提出時期	: 翌月10日まで
提出方法	: 求人者の所在地を管轄する地方運輸局または、管轄する地方運輸局が不便な場合は最も便利な地方運輸局へ申し込んでください。
手数料	: なし
添付書類・部数	: なし
申請様式	: 提出窓口にお問い合わせ下さい。
記載要領・記載例	: 提出窓口にお問い合わせ下さい。

2 . 窓口情報

提出先	: 所在地を管轄する地方運輸局
受け付け時間	: 9時～17時(地方運輸局によって若干の違いあり)
相談窓口	: 船員職業安定所

3 . 手続情報

審査基準	:
標準処理期間	:
不服申立方法	: